



4月1日から 消費税が5%から8%に引き上げになりました

今回の消費税引き上げに際し、料金が改定となった市の公共料金及び、福祉や子育てに関する給付金についてお知らせします。

消費税の引き上げに伴い 一部の公共料金を 改定しました

4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることにより、一部の公共料金を改定しました。改定となった主な公共料金は次のとおりです。

- ・行政財産使用料
- ・道路の占用料
- ・港湾施設（一部）の使用料
- ・入港料
- ・地方卸売市場の卸売価格など
- ・河川と準河川の占用料
- ・水道料金、メーター使用料
- ・下水道使用料
- ・学校給食費
- ・病院で保険外の診療費など

臨時福祉給付金について

▼臨時福祉給付金とは

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方に与える影響を考慮し、暫定的・臨時的に行う給付です。

▼給付額

対象者1人につき1万円（一定の年金・手当等の受給者は5千円が加算されず。）

▼申請手続きについて

申請手続きや給付時期等については現在準備中です。決まり次第お知らせします。

問い合わせ／

市社会福祉課臨時福祉給付金担当
☎23-6201

▼給付対象者は
平成26年1月1日時点で本市に住民登録をしており、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されていない方が対象です。ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者である場合等は対象外となります。

子育て世帯臨時特例 給付金について

▼子育て世帯臨時特例給付金とは

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するための経済対策として実施する給付です。

▼給付額

対象児童1人につき1万円

▼申請手続きについて

申請手続きや給付時期等については現在準備中です。決まり次第お知らせします。

▼給付対象者は

平成26年1月1日時点で、平成26年1月分の児童手当の受給者であつて、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

問い合わせ／

市こども課子育てグループ
☎23-6529

振り込め詐欺にご注意ください

- 市から給付金関係で、ATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは**絶対にありません**。
- 市が給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは**絶対にありません**。

不審な電話がかかってきたり、郵便が届いた場合は、一人で対応しないで、必ず家族や警察に相談してください。

警察相談専用電話（#9110）



平成26年度から 市・道民税の 均等割額が変わります

東日本大震災を教訓として、全国的にかつ緊急に自治体を実施する防災事業の財源確保のため、市・道民税の税額について特例が定められました。

本市では、市民の皆さんの安心と安全なまちづくりを進めるため、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、市・道民税（均等割額）をそれぞれ500円ずつ引き上げます。災害に強い地域づくりのため、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

平成26年度からの変更点

平成25年度まで
均等割額 4,000円

【内訳】
・市民税 3,000円
・道民税 1,000円



平成26～35年度
均等割額 5,000円

【内訳】
・市民税 3,500円
・道民税 1,500円

問い合わせ／

市課税課市民税グループ
☎23-6392

3月～5月は滞納整理強化月間です

市では、市税や使用料の滞納整理に取り組んでいます。

既に納期が経過して未納となっている税金や使用料等には督促料・延滞料が加算されます。

◆便利な口座振替も利用できます

申し込みは、通帳と印鑑を持参して、ご利用の金融機関または市収納課にお申し出ください。

問い合わせ／

市税について …市収納課納税グループ

☎23-6395

使用料について…市収納課税外グループ

☎23-6396